

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公 印 省 略)

平成 30 年度 アイヌ文化関係観光団体連携強化対策事業
調査分析に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は北海道への観光客誘致促進に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当機構では 2020 年 4 月の民族共生象徴空間開館で訪れる観光客や、道内の他の
アイヌ文化伝承拠点地域に訪れる観光客をそれぞれ周遊させることを目的に、必要な調
査・分析を実施することと致しました。
つきましては、下記要領にて企画提案を募集いたしますので、企画指示書をご覧いた
だきご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 事業名 アイヌ文化関係観光団体連携強化対策事業（調査分析業務）
2. 業務委託期間 契約締結日～平成 31 年 2 月 28 日
3. 業務委託内容 下記事業の企画提案・実施
 - (1) 調査の実施
 - (2) 調査結果の分析
 - (3) セミナーの開催
 - (4) 上記 (1) ～ (3) の事業実施に基づく、実績報告書の作成
4. 企画提案指示書公布期間
 - (1) 日 時：平成 30 年 7 月下旬～8 月 3 日（金）
 - (2) 場 所：（公社）北海道観光振興機構（札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階）
 - (3) 事業説明会：事業詳細に関する説明会は開催しません。事業委託内容の詳細は、別紙の「企画提案指示書」をご確認ください。

お問い合わせ先

（公社）北海道観光振興機構
観光開発支援グループ 担当：生川 幸伸
TEL：011-231-2900 FAX：011-232-5064
メール：y_narukawa@visithkd.or.jp

アイヌ文化関係観光団体連携強化対策事業企画指示書

1. 委託事業名 アイヌ文化関係観光団体連携強化対策事業（調査分析業務）

2. 目的

2020年4月の民族共生象徴空間の開設により来場する観光客と、道内に点在するアイヌ文化の伝承拠点地域を訪れる観光客の周遊促進を図るために必要な調査・分析を行い、拠点地域の受入体制促進や拠点間の連携強化を図ることを目的とする。

3. 委託期間 平成30年8月～平成31年2月28日

4. 委託内容

(1) 調査の実施

① 先進事例の調査

道外（海外を含む。）で現在、アイヌ文化をはじめとした先住民族の伝承活動、観光客への受入において先進的な取り組みを行っている地域の事例を、関係機関へのヒアリングや、提案者の独自の調査方法などにより実施すること。

調査項目（例）
歴史・文化の伝承方法、体験プログラム・食メニュー・特産品・工芸品など観光商品の開発、観光モデルツアー、観光情報サービス、展示などによるPR、交通機関（アクセス方法）など

② 伝承拠点地域の調査

観光客誘客（プロモーション）や、受入体制の観点から観光地としての現状や課題について調査をすること。（なお、調査手法については、以下の（ア）、（イ）の調査を行うこと。）

（ア）基礎調査：関係機関へのヒアリングのほか、独自の調査方法などにより調査を行うこと。（※企画提案書に具体的に記載のこと。）

- ・調査対象エリア：道内、道外
- ・調査対象地域と箇所数：4地域12拠点以上とし、以下のとおりとする。（但し、追加の地域と箇所数の提案は任意とする。）

地域	アイヌ文化伝承拠点地域
道央	札幌市、平取町、白老町、登別市、新ひだか町、浦河町
道南	函館市、八雲町、上ノ国町
道北	旭川市、上川町、美深町、音威子府村
道東	（釧路）釧路市、弟子屈町、白糠町 （根室）根室市、標津町、羅臼町 （十勝）帯広市、幕別町、上士幌町 （オホ）網走市

（イ）専門家による現地視察・調査：

道内外のアイヌ文化に知見を有する専門家等（博物館の学芸員、旅行会社商品造成・仕入担当、バスガイド（指導者を含む）、その他アイヌ文化に知見を持つ有識者などから選定し、視察先で必ず当事者間での意見交換を行うこと。）

- ・実施時期：秋～冬頃
- ・視察規模：15～20名程度（全行程4泊5日程度）

（※視察者の滞在費（移動費、宿泊費、施設入場・体験料、意見交換のための会場使用料、視察の際の添乗・管理費等は本事業の経費として計上すること。）

- 但し、視察者は他のアイヌ文化伝承拠点地域（施設）の状況を理解し、自身の生業に役立てる機会でもあることから、日当・謝礼の負担はしない。）
- (ウ) (ア) (イ) の調査に基づき、アイヌ文化伝承拠点地域間の広域連携の在り方の具体的なモデル案を提示すること。
モデル案は実現可能なものとし、複数案を提案（提言）すること。

(2) 調査結果の分析

上記の調査結果を整理・分析し、アイヌ文化伝承拠点地域ごとに今後の展開の方向性や、民族共生象徴空間を核とした周遊促進、アイヌ文化伝承拠点地域ごとのロードマップを策定し提案（提言）すること。

(※なお、10月下旬までに事務局に対し、中間報告を必ず書面で行うこと。)

分析にあたっての要点整理表（アイヌ文化伝承拠点地域、拠点間での連携方策）

項目	調査の内容
①現状の整理	・アイヌ文化伝承拠点地域の選定 ・観光地としての現状整理
②取組の状況	・観光振興の取り組み状況
③課題の整理	①②を踏まえた課題の整理 (拠点地域までのアクセス、アイヌ文化を理解してもらうための課題、他地域との差別化等)
④展開の方向性	・課題解決の方向性を区分ごとに整理
商品づくり	・体験プログラムの磨き上げ、商品開発、販売等
プロモーション	・誘客活動、情報発信等
受入体制	・ソフト・ハード面での整備等
⑤民族共生象徴空間（白老町）を核とした周遊の促進	・課題解決の方向性を整理 ・道内の歴史・文化（北前船、縄文遺跡群など）等、観光素材の取り込みを検討
⑥その他（各種調査、分析）	・提案者独自の調査による検証と分析

(3) セミナーの開催

上記（1）、（2）で実施した調査・分析した内容をアイヌ文化伝承拠点地域や、アイヌ文化や観光の関係者に周知するため、セミナーを実施すること。

(ア) 実施時期：平成31年1月中旬～2月末頃。

(イ) 実施場所（会場規模）：道央圏（50～60名程度収容）

(4) 上記の管理運営業務、事業実施に基づく実績報告書の作成

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による契約

6 今後の業務スケジュール

7月下旬：公示・観光機構ウェブサイトに掲載

8月3日（金）：企画提案参加表明期限

8月7日（火）：企画提案の受付・受領

8月8日（水）～9日（木）頃：審査会（ヒアリング審査）の実施

8月中旬：委託事業者決定、契約書締結

8月下旬～：事業の実施

～平成31年2月下旬：事業終了、報告書作成、提出

7 提出物・提出期限

(1) 提出物

①企画提案書（※見積書含む） 7部（社名あり1部、社名なし6部）

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記4の（1）、（2）、（3）、（4）に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (コピー用紙1枚程度)

(イ) 実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

(ウ) 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

なお、当機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないでください。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(2) 提出期限

平成30年8月7日(火) 12:00(厳守)

※なお、企画提案の意思のある場合は、8月3日(金)までに別紙にて参加表明を
すること。

(3) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

(公社)北海道観光振興機構 地域支援事業部観光開発支援グループ (担当：生川)

TEL：011-231-2900 FAX：011-232-5064

(4) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

8 予算上限額 9,720千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

9 企画提案時の留意点

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。

10 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位4社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

11 著作権等の取扱

- (1) 成果品及び取材時撮影写真などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は(公社)北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

12 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

(3) 再委託等の予定について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

回答期日：8月3日（金）

返信先：（公社）北海道観光振興機構観光開発支援グループ 生川 宛
（FAX:0 1 1 - 2 3 2 - 5 0 6 4）

アイヌ文化関係観光団体連携強化対策事業
（調査分析）企画提案書 提出意向表明書

標記の委託事業に係る企画提案に

■参加します

■参加しません

会社名

担当者

連絡先